

平成23年3月21日
海事局総務課国際企画調整室

国際海事機関(IMO)からのプレスリリースについて
～日本への渡航制限はない～

IMOより、別紙のとおり、3月20日付けで「日本への渡航制限はない」とするニュースリリースが行われましたので、お知らせします。

なお、この内容はただちに海運会社、港湾管理者、在外大使館等へ情報を提供することとしております。

海事局総務課国際企画調整室

港湾局総務課

担当：吉永、丸山（海事局）

高橋（港湾局）

電話：03-5253-8111（代）

内線：45601・45614（海事）

46162（港湾）

直通：03-5253-8656

03-5253-8662

日本への渡航制限はない

ロンドン発、2011年3月20日

[海事関係概要]

- ① 世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の国連機関の最新の情報に基づくと、日本発着の国際海運は、津波の直接的影響を受けた港湾を除き、通常通り行うことが可能。
- ② 日本発着の国際海運に制限を掛ける医学的根拠は現時点ではないが、今後とも国連機関が状況を綿密に監視しており、助言をすることとなっている。
- ③ 現時点で、日本からの国際旅客に放射能に関するスクリーニングを掛ける必要はない。いくつかの空港で放射能レベルの上昇が認められるが、健康上のリスクは現時点では全くない。